

■ 各種軽減措置について

1 税金の控除・減免など

区 分	要 件	控除・減免額	問合せ先
所得税	本人、控除対象配偶者または扶養親族に障がいがある場合	障害者：27万円 特別障害者：40万円 同居特別障害者：75万円	八雲税務署 電話(0137)63-2148
住民税	本人、控除対象配偶者または扶養親族に障がいがある場合	障害者：26万円 特別障害者：30万円 同居特別障害者：53万円	役場財務課住民税係 電話(0137)62-2114
	障がいのある方で、前年の合計所得額が135万円(給与収入では2,043,999円)以下の場合	非課税	
固定資産税	令和8年3月31日までに次の要件を満たす バリアフリー改修工事を行った場合 ○適用要件 (1)新築されてから10年以上経過した住宅。 (2)居住部分の割合が当該家屋の1/2以上。 ただし、賃貸部分は対象になりません。 (3)改修後の床面積が50㎡以上280㎡下。 (4)改修工事に要した費用が50万円を超えていること。ただし、補助金等の交付等がある場合は、改修工事に要した費用から控除。 (5)申告時に身体障がい者の方が居住。 (6)次のいずれかの改修工事を実施 通路又は出入り口の拡幅、階段の設置又は出入り口の拡幅、階段の設置又は勾配の緩和、浴室の改良、便所の改良、手すりの取り付け、床の段差の解消、出入口の戸の改修、床材の滑りにくいものへの取り替え	改修工事の完了した翌年度分に限り、その住宅の固定資産税額の3分の1を減額 ○注意事項 (1)100㎡までを上限 (併用住宅の店舗、事務所部分等は除く) (2)改修工事完了後、3か月以内に申告が必要となります (3)以前に、バリアフリー改修工事による固定資産税の減額を受けていないこと	役場財務課資産税係 電話(0137)62-2114
相続税	障がいのある相続人が、相続又は遺贈により財産を取得した場合	85歳に達するまでの年数1年につき10万円(特	八雲税務署 電話(0137)63-2148

		別障害者の場合は20万円)が税額から控除されます。	
贈与税	心身に重度の障がいがある特定障害者の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者を受益者とする財産の信託があったとき	信託受益権の価額のうち特別障害者は6,000万円、特定障害者のうち特別障害者以外の者は3,000万円まで非課税	八雲税務署 電話(0137)63-2148
個人事業税	障がいのある方で、事業主控除をする前の所得金額（その他の所得がある場合は合算額）が310万円以下の場合	最高7,500円減免	渡島総合振興局 課税課 電話(0138)47-9441
	視覚に重度の障がいのある方が、あんま、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復等の事業を行っている場合	非課税	
自動車税種別割	次のいずれかに該当する場合 ○適用要件 (1)障がいのある方が所有する自動車又は軽自動車（以下「自動車等」といいます。）を自身で運転 (2)障がいのある方又は生計を一にする方が所有する自動車等を、障がいのある方の通院等のために、障がいのある方又は生計を一にする方が運転 (3)障がいのある方だけの世帯が所有する自動車等を、その方の通院等のために、その方を介護する方が運転 (4)構造が障がいのある方の利用に供するものと認められる自動車等 ○注意事項 ①障がいの等級が一定以上の場合に限ります ②(2)及び(3)においては、自動車等の使用目的及び使用回数に一定の要件があります	減免 ○注意事項 減免の適用を受けるためには、期限までに申請する必要があります。 なお、減免は自動車、軽自動車（二輪車を含む）に関わらず、障がいのある方1名につき1台に限られます。 (1)自動車税種別割 自動車の所有状況や取得方法等により申請期限が異なりますので、渡島総合振興局納税課へご確認ください。 (2)軽自動車税種別割	・自動車税種別割 渡島総合振興局 納税課 電話(0138)47-9452 ・軽自動車税種別割 役場財務課資産税係 電話(0137)62-2114

		納税通知書受領後、納期限までに減免手続きを行ってください。	
自動車税 環境性能割・ 軽自動車税環境性能割	同上	減免 ○注意事項 減免の適用を受けるためには期限までに申請する必要があります。 自動車等の所有状況や取得方法等により申請期限が異なりますので、申請期限については渡島総合振興局納税課へご確認ください。 なお、軽自動車税環境性能割は町税ですが、当面の間、北海道が賦課徴収及び減免を行うこととされています。	渡島総合振興局 納税課 電話(0138)47-9452

2 非課税貯蓄制度

障がい者等に該当する方の貯蓄の利子等については、一定の手続きにより非課税制度の適用が受けられます。

対 象 者	内 容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者手帳等の交付を受けている方 ・ 障害者年金を受給中の方 ・ 遺族基礎年金を受給中の方 	マル優（預貯金など） 特別マル優（国債など） ※それぞれ元本350万円まで

問合せ先	八雲税務署	電話 (0137) 63-2148
------	-------	-------------------

3 JRの旅客運賃割引

障がいをお持ちの方で、1人又は介護者とともにJRを利用する場合、運賃の割引があります。

【対象者】身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている方

【手続き】乗車券を購入する際に手帳を提示してください。

【適用範囲】

区分	割引乗車券の種類	割引率	備考
第1種障がい者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。但し、回数乗車券はJR線区間単独の発売となります。
第1種障がい者とその介護者又は本人(12歳未満に限る)とその介護者	定期乗車券(小児定期乗車券を除きます。)	50%	私鉄等他鉄道会社とまたがる場合を含みます。小児定期旅客運賃については割引を適用しません。
第1種、第2種障がい者が単独でご利用になる場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100キロを超える場合(私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含みます。)

※第1種障がい者：第1種身体障害者手帳の交付を受けている方、第1種精神障害者手帳の交付を受けている方、療育手帳(A判定)の交付を受けている方

第2種障がい者：第1種障がい者に該当しない身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている方

※介護者と同乗する場合は、同一区間の乗車券類を購入してください。

【その他】各民営鉄道についてもJRに準じた制度が実施されることとなります。詳しくは各鉄道会社にお問い合わせください。

問合せ先	JR北海道電話案内センター	電話(011)222-7111
------	---------------	-----------------

4 航空運賃の割引

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者が航空機を利用する場合、航空会社によっては、国内航空運賃の割引があります。割引率、航空券の購入方法は、各航空会社にお問い合わせください。

【対象者】身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

※精神障害者保健福祉手帳について、有効期間が過ぎている場合は無効となります。

【適用範囲】障がい者本人及び介護者1名

【割引率】航空会社によって異なります。

5 有料道路料金の割引

心身障がい者が、通勤、通学、通院等の日常生活にて、有料道路を利用する場合割引があります。

【対象者】

- ・障がい者本人が運転される場合
身体障害者手帳の交付を受けている方
- ・障がい者ご本人以外の方が運転され、障がい者ご本人が乗車される場合
第1種身体障害者手帳保持者及び療育手帳（A判定）保持者の介護者

【対象自動車の範囲】

- ・本人、親族（定められた範囲があります。）または、常時介護している方が所有する自家用乗用車等、レンタカー、社会福祉協議会等の貸出車両、車検・修理時の台車及び友人が所有する自家用乗用車

【有効期限】

- ・新規及び有効期限経過後：申請日以降2回目の誕生日まで
 - ・更新：申請日以降3回目の誕生日まで
- ※更新については有効期限の2ヶ月前から行うことができます。

【対象となる道路】

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社
首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社
地方道路公社、都道府県及び市町村が管理する有料道路

【利用手続き】

別表に掲げる必要書類等をご持参のうえ、割引対象である証明を受けてください。
またオンラインでも申請の受付が可能です。※事前にマイナポータルへの登録が必要となります。

URL：<https://www.expressway-discount.jp>

【割引率】

50%（ただし、端数が生じる場合は、計算単位により10円単位または50円単位で切り上げ）

（別表）

E T Cを利用しない場合	①身体障害者手帳または療育手帳 ②登録を希望される自動車の自動車検査証 ③運転免許証（障がい者ご本人が運転される場合のみ） ※マイナ免許証可（マイナポータルまたはマイナ免許証読み取りアプリの画面を印刷してご持参ください）
---------------	---

E T Cを利用される場合	①身体障害者手帳または療育手帳 ②登録を希望される自動車の自動車検査証 ③運転免許証（障がい者ご本人が運転される場合のみ） ※マイナ免許証可（マイナポータルまたはマイナ免許証読み取りアプリの画面を印刷してご持参ください） ④E T Cカード（原則として障がい者ご本人名義のもの） ⑤登録を希望される自動車に取り付けられた車載器の「E T C車載 セットアップ申込書・証明書」
---------------	--

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話 (0137) 64-2111
------	-----------------	-------------------

6 民営バス料金の割引

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者が民営バスを利用する際、運賃が割引になる場合があります。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の提示が必要です。

詳細についてはバス会社により異なりますので、各バス会社にお問い合わせください。

7 N T T 番号案内の料金免除

電話帳の利用が困難な視覚・上肢などの不自由な方、知的障がい及び精神障がいのある方を対象に、番号案内を無料とする「ふれあい案内」というサービスです。

【対象者】

- ・身体障害者手帳の交付を受けている方で以下の方
 - 視覚障がい 1～6 級
 - 肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）1～2 級
 - 聴覚障がい 2～4 級、6 級（1 級、5 級はなし）
 - 音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい 3 級、4 級（1 級、2 級はなし）
- ・療育手帳の交付を受けている方
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

※ご利用には事前の申請が必要です。

問合せ先	N T T サービスセンター	電話 (0120) 104-565
------	----------------	-------------------

8 点字郵便物等の減免

盲人のための点字郵便物等には郵便料の減免があります。

【対象の郵便物】

- ・ 盲人用点字、特定録音物等郵便物（第四郵便物）
- ・ 心身障がい者用ゆうメール
- ・ 聴覚障がい者用ゆうパック
- ・ 点字ゆうパック

問合せ先	八雲郵便局	電話（0137）62-2202
------	-------	-----------------

9 NHK放送受信料の減免

心身障がい者のいる下記に該当する世帯は、NHK放送受信料の減免が受けられます。

【減免割合及び対象世帯】

	適用条件
全額 免除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
半額 免除	視覚障がい、聴覚障がいにより、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
	身体障害者手帳（1級または2級）をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
	療育手帳（A判定）をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
	精神障害者保健福祉手帳（1級）をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合

※減免を受けるには町長の証明印が押された放送料受信料免除申請書が必要となります。

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話（0137）64-2111
------	-----------------	-----------------

10 タクシー料金の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がタクシーを利用する場合、手帳の提示を行うことで運賃の1割引を受けられます（※詳細については、タクシー会社により異なる場合があるので、各社にお問い合わせください。）。

【町内タクシー会社割引対象一覧】

	旭ハイヤー	エスジーハイヤー	キャンタク	八雲ハイヤー
電話	01398-2-3167	0137-62-4185	0137-66-5360	0120-152-175
身体障害者手帳	○	○	○	○
療育手帳	×	○	○	○
精神障害者 保健福祉手帳	×	×	○	×

1 1 タクシー料金の助成（福祉タクシー）

年間（4月～翌年3月）最大12,000円のタクシー助成券を交付しています。

※申請月により金額が変わります。また、施設入所されている方の場合、金額が2分の1になります。

【対象者】八雲町に住所があり、町民税非課税世帯で、かつ下記のいずれかに該当する方

- ・75歳以上の方
- ・1～3級の身体障害者手帳（下肢・体幹・視覚・内部）の交付を受けている方
- ・療育手帳A判定の交付を受けている方
- ・精神障害者保健福祉手帳1～2級の交付を受けている方

【利用できるタクシー会社】

町内のタクシー会社

問合せ先	シルバープラザ 高齢者福祉係	電話（0137）64-2111
	熊石総合支所住民サービス課 環境生活係	電話（01398）2-3112

1 2 入浴料の助成

年間（4月～翌年3月）最大24枚（助成額：1枚300円）の入浴助成券を交付しています。

※申請月により枚数が変わります。

【対象者】八雲町に居住され、かつ下記のいずれかに該当する方

- ・65歳以上
- ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳いずれかの交付を受けている方

【利用できる施設】

町内の入浴施設

問合せ先	シルバープラザ 高齢者福祉係	電話（0137）64-2111
	熊石総合支所住民サービス課 環境生活係	電話（01398）2-3112

1 3 上下水道料金の軽減

世帯主が下記に該当する場合、申請いただくことで上下水道料金から基本料金の2分の1の額が軽減されます。

【対象者】下記の手帳いずれかをお持ちの方

- ・身体障害者手帳：1～2級
- ・療育手帳：A判定

自己負担額	4,000 円	36,000 円
世帯の合算額	40,000 円	
世帯の基準額 (※)	37,200 円	
支給額	280 円	2,520 円

※高い方の負担上限月額が基準額となります。

事例 2：同一世帯の障害児通所支援

同一世帯に属する兄弟姉妹が障害児通所支援を利用している場合

対象者	障害児 A	障害児 B
基準月	サービス提供月	サービス提供月
負担上限月額	4,600 円	4,600 円
自己負担額	4,600 円	4,600 円
世帯の合算額	9,200 円	
世帯の基準額	4,600 円	
支給額	2,300 円	2,300 円

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話 (0137) 64-2111
------	-----------------	-------------------

1 6 新高額障害福祉サービス等給付費

65 歳になるまでに 5 年以上、特定の障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所）を利用していた方で一定の要件を満たす場合は、介護保険移行後に利用した相当（類似）する介護保険サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護）の利用者負担が償還されます。

【対象者】 ※以下の要件全てを満たす場合に対象となります。

- ・ 65 歳に達する日前 5 年間、特定の障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所）の支給決定を受けていた方
- ・ 利用者の方とその配偶者の方が、当該利用者が 65 歳に達する日の前日の属する年度（65 歳に達する日の前日が 4 月から 6 月までの場合にあつては、前年度）において市町村民税非課税者または生活保護受給者等であった方
- ・ 65 歳に達する日の前日において障害支援区分が区分 2 以上であった方
- ・ 65 歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていない方

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話 (0137) 64-2111
------	-----------------	-------------------